

釧路市権利擁護成年後見センター(中核機関業務)運営協議会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、釧路市権利擁護成年後見センター事業(中核機関業務)実施要綱第5条第1号に規定する釧路市権利擁護成年後見センター(中核機関業務)運営協議会(以下「運営協議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 運営協議会は、次の事業の協議を行う。

釧路市権利擁護成年後見センターが行う中核機関業務の適切かつ効果的な推進を図るため、そのあり方等について協議を行うものとする。

(委員)

第3条 運営協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職
- (2) 関係行政機関
- (3) 権利擁護関係機関
- (4) 福祉医療関係団体
- (5) 市民後見人活動団体
- (6) 地域住民団体
- (7) その他会長が必要と認める者

2 委員は、会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営協議会に、委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の開催は、概ね年1回とし、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて運営協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、釧路市権利擁護成年後見センター内に置く。

(秘密の保持)

第8条 運営協議会の委員は、職務上知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるものの他、運営協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。